

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報
(令和4年度第2四半期：7月～9月)

1. 新型コロナウイルス関連情報

規制や措置は、日々変更が繰り返されており、当館管轄州（バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州：以下当館管轄州と称す）において、それぞれ異なる運用をしていることもあるため、当館HP、在京インドネシア大使館・在大阪インドネシア総領事館、ご利用の航空会社等を通じて必要な関連情報のアップデートに努めてください。

(1) 新型コロナウイルスの現状

インドネシア国内の感染状況を踏まえ、活動制限はレベル1を維持しています。

日本国外務省は、8月24日にインドネシアの感染症危険情報をレベル1「十分注意してください」に引下げました。

(2) インドネシア政府の主な入国・移動規制（9月30日現在）

ア インドネシア入国

段階的な緩和が進み、現時点における主な規制や手続き（日本からの入国として記載）は、以下のとおりです。

a ビザが必要

b 2回以上のワクチン接種証明が必要（18歳以上）

※健康上の理由でワクチン接種不可の者や2回のワクチン接種が完了していない者は、公立病院医師による証明の提示が必要（日本からの入国では公立以外の病院による証明書で入国できている由）

c アプリ Pedulilindungi ダウンロード登録の義務づけ

※当館注：保険加入証明の提示は現在不要ですが、予期せぬ病気・怪我に備え、加入をお勧めします。

イ インドネシア国内移動（8月25日付通達第24号）

州・県・市を跨ぐインドネシア国内移動※については、以下のとおりです。

※バリ州関係当局によれば、概ね州を跨ぐ移動（航空機・船舶・その他の移動）に適用され、州内の移動（例：空港（バドゥン県）～ウブド（ギャニャール県））には適用されない。

a 18歳以上

・ワクチン接種3回

・外国人でインドネシア出入国時に国内移動を伴う場合、ワクチン接種2回

b 6歳から17歳

・ワクチン接種2回

・外国人でインドネシア出入国時に国内移動を伴う場合、ワクチン接種回数不問

c その他

・6歳未満はワクチン接種不要（ただし、保護者の付添いが必要）

・健康上の理由でワクチン接種ができない場合、その旨の公立病院医師からの診断書が必要。PCR検査陰性証明書は不要

※外国人が出入国を伴う国内移動（ジャカルタ経由等）をする場合は、各航空会社においてそれぞれの搭乗条件を設けていることがある（PCR検査陰性証明等で移動できる等）ため、必要回数のワクチンが未接種の場合でも、ご利用予定の航空会社等公共交通機関に直接お問い合わせください。

(3) 日本政府による主な入国・移動規制（10月11日以降）

ア 日本の水際対策(検疫)

ワクチン接種の有無に関わらず、入国時検査なし、入国後の自宅等待機なし。また、WHO 緊急使用リスト掲載のワクチン（シノバックやシノファーム含む）を3回以上接種している者にはPCR検査陰性証明の提示が免除されます。

- a 3回以上のワクチン接種証明の提示（2回以下は72時間以内のPCR陰性証明）
- b スマホへのアプリ（MySOS）インストール・登録と位置情報設定
- c 誓約書の提出
- d 質問票の提出

イ 日本国内移動

新型コロナ感染等がなければ、ワクチン接種の有無や陰性証明書の提示等の規制はありません。

2. 犯罪情勢（7月～9月）

（1）一般犯罪（窃盗・詐欺等）

当館管轄州において、日本人関連の窃盗事案発生認知は特にありません。パリでは観光再開以降、繁華街に外国人旅行者の姿が戻り始めましたが、それと同時にひったくりやスリ、置き引き等の外国人窃盗被害情報の報道が多くなってきました。観光地やショッピングモール等の人が多い場所に出かける際は、所持品等の管理に注意してください。

（2）凶悪犯（強盗・殺人・強姦等）

当館管轄州において、日本人関連の事案発生は特にありません。

（3）薬物犯（大麻・覚せい剤等）

当館管轄州において、日本人関連の事案発生は特にありません。ただし、薬物犯罪の事件検挙報道が多くなっており、パリ州警察によれば、クタやチャングー周辺のエリアでは外国人による薬物事犯が増加傾向にあるとのことで、各種報道等を通じても警鐘を鳴らしており、特に注意が必要です。

（4）その他の犯罪

ウブド地区で不審な外国人から「日本まで宝石を運んで知人に渡したいが、コロナ規制で入国が難しいため、あなたの日本の住所に荷物を送るので渡して欲しい」と依頼される事案を認知しました。このような依頼は、薬物や禁制品の密輸の受け子とされる恐れがあり、安請け合いですと捜査対象になり得ますので注意してください。

その他、当館管轄州において、日本人関連の粗暴犯、風俗犯、略取・誘拐等の発生は認知していませんが、不動産トラブルや金銭トラブル等の相談が散見されます。

（5）入国管理法・国外退去処分等

当館管轄州において、日本人の不法残留が2件発生しています。インドネシア入国管理局は、外国人の資格外活動や不法残留等の取締りを強化しています。特に投資家の資格の方は、自身の活動可能な範囲を確認・理解の上、注意して行動してください。

3. テロ・爆発物事件情勢（7月～9月）

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報もありませんが、インドネシア国内の他の地域では、テロ事件の発生とテロリスト検挙報道が続いており、パリ州に以前住んでいたテロリストが東ジャワで逮捕されるといった事案もあり、

引き続きテロへの警戒は必要です。標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、自身の安全確保に努める必要があります。

また、本年10月には2002年のバリ爆発物テロから20年の節目となることに加え、11月末までの間は当館管轄州において断続的にG20関係大規模会合が開催されることから、テロへの継続した注意が必要です。

4. デモ・抗議活動等（7月～9月）

9月に入ってから、インドネシア全土でガソリン等の燃料価格高騰に反対する学生を主体とする比較的大規模なデモが断続的に発生しています。当館管轄州においても、各州政府庁舎付近において同種のデモが発生しておりますが、現在のところ大きな混乱は発生していません。

5. 交通事故等（7月～9月）

在留邦人の運転する車とインドネシア人の運転するバイクの接触による人身事故を1件認知しています。

交通状況がコロナ禍以前に戻りつつあり、車やバイクによる無謀な運転が目につくようになってきました。漫然と安全運転をしているだけでは、そのような無謀運転者による貰い事故が防げない状況となっているため、安全確認やスピード抑制、シートベルトやヘルメット等の着用は当然ですが、危険予測と防御運転を心がける必要があります。

また、日本とインドネシアは加盟する国際免許に関する条約が異なるため、日本の国際免許でインドネシア国内での運転は無免許運転扱いとなり、万一の交通事故や違反発覚の場合には、保険不適用、身柄拘束を含む事態に発展しかねませんので、ご注意ください。

6. 自然災害（7月～9月）

（1）地震関連

9月にバリ島南西沖でM4.8地震が発生する等、当館管轄州を含む国内各地において、M3～6程度の地震が頻繁に発生しているため、万一来に備え、避難場所、緊急連絡先、避難用具や非常食等の準備・点検が推奨されます。

（2）火山関連

当館管轄州では、2020年11月に噴火した東ヌサ・トゥンガラ州のレウオトロ山（警戒レベル3：避難準備・火口半径4キロ立入禁止）が活動状態を継続しています。バリ州のアグン山は、「警戒レベル1：ノーマル・立入制限なし」と落ち着いています。

（3）大雨・洪水関連

現在のところ目立った洪水等は発生していませんが、これから雨季に入ることもあり、急激な天候の変化には注意が必要です。

7. その他の感染症情報（7月～9月）

（1）デング熱

当館管轄州でもデング熱感染の報道が散見されます。デング熱は蚊を媒体とするため、

屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用する等、蚊にさされないことが重要です。雨季には、特に注意してください。

(2) 狂犬病

郊外や地方村落等において、狂犬病疑いの咬傷案件報道が増加しています。狂犬病は、発症後ほぼ100%死亡に至る危険な感染症です。野良犬や野生動物への接触は避け、万一咬まれた場合は傷口を丁寧に洗い、ワクチン接種の要否等を医師に相談してください。

8. 対日感情（7月～9月）

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題（7月～9月）

認知していません。

10. 援護事案・その他（7月～9月）

(1) 邦人援護事案の傾向

ア 高齢者の死亡

日本政府は、海外でお亡くなりになった日本人の葬儀費を負担できません。持病や体調に悪化の兆しが見られる場合は、早期の帰国をお勧めします。また、インドネシアで人生の終点を希望される場合は、死後、周りの人らに金銭的負担や迷惑をかけないためにも、元気なうちに「生前整理（万一の場合の希望措置や費用、連絡先等の準備）」をされることを強くお勧めします。

イ 不法在留・資格外活動

ご自身のビザや滞在許可申請・手続きを代理人に任せきりにせず状況を確認し、プロセスが進まない場合には問題の所在を把握して早期に対処することをお勧めします。

また、外国人のインドネシア国内での就労や投資に関して、入国管理局は取締りを強化する方針を示しています。この機会に自身の許可書類等を確認して、理解できない場合は、入管に自ら確認の上、活動することをお勧めします。（参考：入管法違反に対するインドネシアの罰則規定は、最大5億ルピアの罰金及び最長5年間の禁固、国外退去処分となります。）

ウ 旅行者の新型コロナ感染と旅行保険への加入

インドネシア入国の規制緩和で当館管轄州に来た日本人旅行者が新型コロナに感染して帰国できないという要援護案件が7月～8月にかけて非常に多く発生しました。万一の場合（当地でのコロナ感染やその他の感染症、交通事故等）に備えた海外旅行保険への加入を推奨します。

(2) 在留邦人の孤独・孤立対策

外務省では、海外在留邦人の孤独・孤立対策のため、日本国内のNPO 5団体と連携し、チャットやSNSを通じた直接相談支援の取り組みを行っています。人には言えない悩みや不安等をお抱えの方は、専用の外務省HP（<https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>）に掲載されている各団体の窓口までご相談ください。

(了)